

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律案に係る Q & A

自由民主党 行政改革推進本部

目次

- 総論

- 問 1 . 行政改革推進法案の成立によりどのような効果がありますか。 ... 1
- 問 2 . 今般の改革による歳出削減額はどのくらいになりますか。 ... 1
- 問 3 . 簡素で効率的な政府を追求しすぎると、耐震偽造問題にみられるように国民の安全・安心が脅かされませんか。 ... 2

- 政策金融改革

- 問 4 . 政策金融機関の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。 ... 2
- 問 5 . 政策金融改革で中小企業者や零細事業者、農林漁業者が困りませんか。 ... 3
- 問 6 . 商工中金の完全民営化とはどのようなことですか。中小企業向けの役割を果たせなくなるのではないですか。 ... 3

- 独立行政法人の見直し

- 問 7 . 独立行政法人の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。 ... 4

- 特別会計改革

- 問 8 . 特別会計の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。 ... 5
- 問 9 . 特別会計改革を実現させることは、国民にどのようなメリットをもたらしますか。 ... 5
- 問 10 . 思い切って見直せば、20兆円以上の削減を出せるのではないですか。 ... 6
- 問 11 . 特別会計は200兆円（純計）も支出があるのだから、その無駄をなくせば、極めて大きな歳出削減が図れるのではないですか。 ... 6

- 総人件費等改革

- 問 12 . 公務員の総人件費の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。 ... 7
- 問 13 . 公務員の5%純減について、各論でさまざまな反対意見が出ていますが、実現可能なのでしょうか。さらに、GDP比半減は実現可能なのでしょうか。 ... 8

問 1 4 . 独立行政法人等、特殊法人等については総人件費削減についての取組をしないのでしょうか。 ... 8

問 1 5 . 能力・実績主義、天下り対策を含む公務員制度改革を早急にやるべきではないですか。 ... 9

- 資産債務改革

問 1 6 . 国の資産債務の状況はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。 ... 9

問 1 7 . 国の資産の処分を早急にすべきと考えますが、見通しはどのようなのでしょうか。GDP比半減は実現できるのでしょうか。 ... 1 0

- その他の改革

問 1 8 . 市場化テストの仕組みやねらいは何ですか。 ... 1 0

問 1 9 . 公益法人改革の仕組みやねらいは何ですか。 ... 1 1

問 1 . 行政改革推進法案の成立によりどのような効果がありますか。

(答)

- 1 . 「スリムで効率的な政府の実現」は先の衆議院選挙でも公約したところであり、その選挙結果は、改革を止めるな、改革を続行せよという国民の声の大きさを示すものと受け止めています。
- 2 . このため、本法案については、
名称にこれを折り込む（「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」）とともに、
平成 2 0 年度における政策金融機関の再編成や、3 1 ある特別会計を今後 5 年間で整理合理化することや、今後 5 年間で国家公務員を 5 % 以上純減させる等の改革の方向性を具体的に明示しています。
- 3 . 本法案は、簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとしようとするものであり、法案の審議を通じて、国民に理解を深めていただき、ぜひとも改革を成し遂げたいと考えています。

問 2 . 今般の改革による歳出削減額はどのくらいになりますか。

(答)

- 1 . 本法案における重点分野の改革には、以下のような数値目標を掲げているのが一つの特長です。
政策金融改革では、平成 2 0 年度において、平成 1 6 年度末の貸出残高（約 9 0 兆円）の対 GDP 比半減
特別会計改革では、財政の健全化に総額 2 0 兆円程度の寄与
総人件費改革では、長期的目安として、平成 1 7 年度の国家公務員の人件費の総額（約 8 . 6 兆円）の対 GDP 比を平成 2 7 年度以降できる限り半減
国の資産及び債務改革では、長期的目安として、平成 1 7 年度末の国の資産の額（1 5 年度末ベースでは約 4 3 0 兆円が対象）の対 GDP 比を平成 2 7 年度末以降できる限り半減
- 2 . これらの改革の具体的な取組みを進めていくことにより、引き続き歳出改革を徹底していきます。

問3．簡素で効率的な政府を追求しすぎると、耐震偽造問題にみられるように国民の安全・安心が脅かされませんか。

(答)

- 1．本法案で言う「簡素で効率的な政府」とは、国の役割を見直し、国が行う必要がないのであれば民間又は地方にゆだねることにより、全体として政府の役割を見直すとともに、無駄を徹底的に省いていくという考え方を示す意味です。他方、その際には国民生活の安全に配慮することを基本理念に盛り込んでいます。
- 2．なお、民間活動の領域の拡大に当たっては、一定のルールが守られ、国民の利益が守られるべきことは当然であり、ルール違反があれば厳正に対処するとともに、現行のルールで対応できない場合はルールの見直しを行うことは当然のことであると考えています。

問4．政策金融機関の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。

(答)

- 1．政策金融機関の現状については、現在、8つの政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行）の貸出残高が、約90兆円（平成16年度末）に上り、我が国の国内総生産（GDP）に占める割合も約18%と諸外国に比べ非常に大きいこともあり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要であるとの指摘がなされています。
- 2．今回の政策金融改革によって、これらの政策金融機関を完全民営化や統廃合することによって、1つの政策金融機関とするとともに、その貸出残高が国内総生産に占める割合も、平成20年度には現状の約18%から半分以下に縮小することとしています。
- 3．この改革を通じて、政策金融機関の民業補完の原則が徹底され、「官から民へ」と資金の流れが変わり、「簡素で効率的な政府」への筋道が確かなものになります。

問5．政策金融改革で中小企業者や零細事業者、農林漁業者が困りませんか。

(答)

1．本法案においては、新政策金融機関の機能として、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能」が明記され(第4条第1号)、現在、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫が行っている中小企業対策に係る業務は、一定の業務からは撤退しますが、基本的に新政策金融機関に引き継がれることになります。

2．したがって、中小企業者、零細企業者、農林漁業者の資金調達の支援についても、引き続き新しい政策金融機関が対応することとなりますので、それらの方々が困るようなことにはなりません。

問6．商工中金の完全民営化とはどのようなことですか。中小企業向けの役割を果たせなくなるのではないですか。

(答)

1．これまで商工中金は、特別の法律によって設立され、政府がその約8割を出資するいわゆる「特殊法人」として、中小企業向けの政策金融を行ってきました。

2．今回の政策金融改革によって、商工中金は「完全民営化」することとなります。具体的には、株式会社にして政府の出資をなくし、個別の設立根拠法を廃止することを基本として、政府の出資の処分や商工中金に関する法律の取扱いなどについては、今後の詳細制度設計において検討されることとなっています。

3．商工中金が「完全民営化」しても、政府は、中小企業の組合やその構成員の方々に対する融資が基本的に維持されるように必要な措置を講ずることとなっており、「中小企業向けの役割を果たせなくなる」ということはありません。

問7．独立行政法人の現状はどうなっていますか。どのような改革を行って行くのですか。

(答)

1．独立行政法人は、公共性の高い事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれのある事業を実施する法人です。

独立行政法人には、大きく分けて、

国の機関をもとに設立された独立行政法人である「先行独法」

(国立公文書館、国立美術館、国立病院機構など67法人)

特殊法人や認可法人から移行して設立された独立行政法人である

「移行独法」(国際協力機構、日本学術振興会、都市再生機構など

45法人)

があります。

2．独立行政法人制度では、独立行政法人の業務の効率性や質を向上させるため、所管大臣が3～5年の期間における中期的な目標を定め、独立行政法人はその目標を達成すべく業務を行うとともに、中期的な目標期間が終了する毎に、所管大臣が独立行政法人の組織・業務の全般にわたる見直しの検討を行うなどの仕組みとなっています。

3．このような見直しの仕組み等により、これまで、56法人を42法人に統合、約12,000人を非公務員化するとともに、中期目標で一般管理費及び事業費の厳しい削減・効率化目標(一般管理費平均13%、事業費平均10%)を設定し、業務の効率化に取り組んでいます。

また、特殊法人改革により、特殊法人(特殊法人から移行した独立行政法人を含む)向けの財政支出は、平成14年度からの5年間で1.8兆円の削減が行われています。

4．本法案では、これまでの独立行政法人見直しの取組に加え、簡素で効率的な政府を実現するために、国の財政支出の縮減を図る見地から、さらに徹底した事業の見直しとその裏付けとなる国の施策についてもその必要性までさかのぼった見直しを行うこととしています。

問 8 . 特別会計の現状はどうなっていますか。どのような改革を行って
いくのですか。

(答)

- 1 . 特別会計は、特定の事業の収支を区分することで受益と負担の関係を
明確化するなどのメリットがありますが、その数が多数に上り国民によ
る監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいなど多くの問題も
指摘されています。
- 2 . このため、国民への説明責任をしっかりと果たすとともに、財政健全
化への貢献を図ることなどを目的として、31 ある全ての特別会計につ
いて、それぞれの設置趣旨にまで遡った徹底的な見直しを行いました。
- 3 . その結果、具体的には、
 - ・ 今後 5 年間で約 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すこと、
 - ・ 一覧性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し、十分な説明責
任を果たすこと、
 - ・ 特別会計の統廃合等について特別会計整理合理化法案を本法案の施
行後一年以内を目途として国会に提出すること、などを内容とする改革を行うこととしています。
また、今回の改革の後において、なお存続する特別会計についても、
5 年ごとにその設置の必要性が検討されることになっています。
- 4 . 今後は、この方針に沿い、剰余金等の見直しの徹底、更なる歳出削減、
特会の統廃合を通じた事務事業の効率化などを着実にを行い、特別会計改
革を「簡素で効率的な政府」の構築に資する改革としていきます。

問 9 . 特別会計改革を実現させることは、国民にどのようなメリットを
もたらしますか。

(答)

- 1 . 特別会計の改革は、
特別会計の統廃合を通じて、特別会計の事務や事業を合理化・効率
化することや、特別会計の剰余金等の活用によって今後 5 年間で合計
20 兆円程度の財政健全化への貢献を行うことにより、国民負担を軽減
させる
特別会計の統廃合により、現在 31 ある特別会計の数を 2 分の 1 か
ら 3 分の 1 程度に大幅に削減し、明治 23 年の特別会計制度の創設以
来最小の数とすることで国民にとって分かり易い会計制度とし、国民
の監視がより行き届くようにする

などのメリットをもたらします。

2. 既に、平成 18 年度予算において、財政融資資金特別会計の積立金のうち 12 兆円を国債残高の圧縮に充て合計 13.8 兆円の財政健全化への貢献を行うなど、着実に成果を上げています。

問 10 . 思い切って見直せば、20 兆円以上の削減を出せるのではないですか。

(答)

1. 特別会計の剰余金・積立金を取り崩し、可能な限り財政健全化に活用していきたいと考えていますが、剰余金・積立金の中には、年金給付に充てるための積立金など、取り崩すことができないものなども多く含まれていることから、各特別会計ごとに個別に見ていかなければなりません。
2. これら剰余金・積立金については、その必要性を精査して、今後 5 年間で 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すこととしています。
平成 18 年度においては、その第一歩として合計 13.8 兆円の活用を図ることとしており、19 年度以降も更に精査していくこととなります。

問 11 . 特別会計は 200 兆円 (純計) も支出があるのだから、その無駄をなくせば、極めて大きな歳出削減が図れるのではないですか。

(答)

1. 特別会計の歳出は 18 年度予算で 225 兆円に上りますが、その半分以上にあたる 117 兆円は国の借金の返済など (国債償還費等) に充てられており、当然支払わなければならない経費です。それを除いた 108 兆円のうちの 50 兆円は年金などの支払い (社会保険給付) に充てる経費で社会保障制度の在り方として厳しい見直しが行われているところです。残り 58 兆円のうち 19 兆円は地方交付税交付金等で地方でも厳しい歳出の見直しを続けている結果として計上されているもので、27 兆円は中小零細企業、教育、社会福祉等への長期・低利貸付の元手資金 (財政融資資金への繰入れ) であり、財投改革以降、厳しい見直しが行われています。
2. これらを除く 12 兆円について、今回、特別会計改革の一環として厳しい見直しを行ったところです (12 兆円のうち、おおよそ半分を占める 6 兆円は道路などの公共事業費です)。

問 1 2 . 公務員の総人件費の現状はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。

(答)

- 1 . 国家公務員については、およそ 8 . 6 兆円であり、主な内訳は、
行政機関の職員 (3 . 3 兆円)
自衛官 (1 . 8 兆円)
国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員 (0 . 3 兆円)
特定独立行政法人 (0 . 7 兆円)
日本郵政公社 (2 . 4 兆円)
となっています。

(注) 行政機関の職員、自衛官、国会等の職員の人件費は、平成 17 年度予算額。
特定独立行政法人の人件費は、平成 16 年度実績
日本郵政公社の役職員の人件費は、平成 16 年度決算額。

- 2 . 地方公務員については、およそ 2 8 . 9 兆円です。
内訳としては、一般行政 (5 . 7 兆円) 福祉関係 (3 . 7 兆円) 教育 (1 . 5 兆円) 警察 (3 . 0 兆円) 消防 (1 . 5 兆円) 公営企業 (病院・水道等) (3 . 5 兆円) となっています。

(注) 平成 15 年度決算額から推計した人件費。

- 3 . 公務員の総人件費改革については、
国家公務員について、厳格な定員管理を行うとともに、民間の有識者の知見も活用しつつ業務の大胆かつ構造的な見直しを進めることなどにより、その数を今後 5 年間で 5 % 以上純減する
また、給与についても、横並び・年功序列の給与体系を抜本的に改めるとともに、給与水準も民間の給与実態に合わせたものとなるよう見直します
地方公務員についても、4 . 6 % 以上の純減を要請し、各地方公共団体において厳格な職員数の管理を行うとともに、国家公務員に準じた給与制度の見直しを行います
との方針のもとに強力に推進してまいります。

問 1 3 . 公務員の 5 % 純減について、各論でさまざまな反対意見が出ていますが、実現可能なのでしょうか。さらに、GDP 比半減は実現可能なのでしょうか。

(答)

- 1 . 国家公務員の純減については、今後、「行政減量・効率化有識者会議」での知見も活用し、事務事業の削減を進め、6 月までに、政府の方針を決定して、確実に改革を断行していきたいと考えています。
- 2 . また、国家公務員（約 95 万人、郵政公社役職員を含む。）の person 費改革の対 GDP 比半減は、政府の規模の大胆な縮減に向けた取組に当たった強い意気込みを示した長期的な目安です。
- 3 . 今後 10 年間を見通せば、約 95 万人の国家公務員の約 3 割を占める郵政公社職員が 2007 年の民営化により非公務員化されます。当面は、この大胆な目安を掲げて、国家公務員の業務の大胆な見直しを進め、5 年間で 5 % 以上の国家公務員（定員ベースで 68.4 万人、郵政公社役職員を除く。）の定員の大幅な純減と給与制度改革を着実に推進してまいります。

(注) 現時点の基点となる数値としては、平成 17 年度末（2005 年 3 月末）の見込みで、

- ・ 国家公務員の総 person 費は、8.6 兆円程度
 - ・ 国内総生産額は、504 兆円程度（平成 18 年 1 月 20 日閣議決定「平成 18 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」における平成 17 年度実績見込値）
 - ・ 対 GDP 比は、1.7 % 程度
- となっています。

問 1 4 . 独立行政法人等、特殊法人等については総 person 費削減についての取組をしないのでしょうか。

(答)

- 1 . 本法案では、公的部門全体で聖域を設けることなく総 person 費改革を進めるため、公務員のみならず、独立行政法人等（独立行政法人、国立大学法人等）や特殊法人等（特殊法人、認可法人）についても、公的部門の一環として総 person 費の削減に取り組むこととしています。
- 2 . 具体的には、独立行政法人等や特殊法人等は、国の行政機関における取組に準じて、役職員に係る person 費の総額について、平成 18 年度以降の 5 年間で 5 % 以上削減することなどを基本として、person 費の削減等に取り組むこととしています。

問15 .能力・実績主義、天下り対策を含む公務員制度改革を早急にやるべきではないですか。

(答)

- 1 .公務員制度改革については、能力等級制を導入し採用試験の種類や入省年次による一律的な人事管理を改め、能力・実績主義の人事管理を徹底するとともに、行政及び公務員への国民の信頼を確保するため、国と密接な関係にある法人への再就職を内閣が一元的に管理するなど再就職管理の適正化を図ることが必要であると考えています。
- 2 .法案の提出については、連合等から労働基本権の問題についても合わせて検討すべきとの要請もあることも考慮しつつ、人事評価の試行の取組状況等も見ながら、関係者との調整を精力的に進めてまいります。

問16 .国の資産債務の状況はどうなっていますか。どのような改革を行っていくのですか。

(答)

- 1 .昨年9月に公表した平成15年度決算分の「国の貸借対照表」では、一般会計及び特別会計を合わせた国の資産が696兆円、負債が941兆円となっているところです。
- 2 .資産・債務改革においては、

現下の厳しい財政状況に鑑み、国が保有する資産を厳選し、売却可能な資産があれば、積極的に売却し財政の健全化に少しでも役立てていく必要があり、併せて、財政融資資金貸付金残高の縮減の維持や徹底的な歳出削減等により、バランス・シートを圧縮し、国全体の金利変動等のリスクの軽減も図っていく必要があることから、国の資産を圧縮することとしています。

また、巨額の債務残高を抱える中、国の資産の有効利用や債務の適切な管理がこれまで以上に求められているところ、資産・債務管理の在り方について、幅広い観点から見直しを進めていくことが重要であり、この一環として、民間の視点・技法を積極的に活用することとしています。

問 17 . 国の資産の処分を早急にすべきと考えますが、見通しはどのようなのでしょうか。GDP半減は実現できるのでしょうか。

(答)

- 1 . 国の資産・債務改革については、「簡素で効率的な政府」を実現し、国の債務の増大を抑制するために、積極的に推進していく必要があります。
- 2 . その一環として、国の資産規模の縮減を図ることは重要であり、そのためには、国が保有する資産を厳選し、売却可能な資産があれば積極的に売却し、併せて、財政融資資金貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減を徹底することが求められます。
- 3 . こうした取組の中で、国の資産のうち、外為資金、年金寄託金及び道路、河川等の公共用財産等を除いた資産（貸付金、未利用国有地等の国有財産、出資金等が大宗）の額のGDPに占める割合が、長期的目安として27年度末以降、出来る限り半減に近づくよう改革を進めてまいります。

(注) 上記GDP比の半減については、平成17年度末時点の国の資産の額が基準となる。15年度末時点で見ると、国の資産696兆円のうち、GDP比半減の対象となる資産の額は、430兆円程度。

- 4 . 今後の具体的な対応については、「行政改革の重要方針」において、今後、改革の方向と具体的施策を明らかにするために工程表を作成することとされており、その中で検討していくこととなります。

問 18 . 市場化テストの仕組みやねらいは何ですか。

(答)

- 1 . 今日の厳しい財政事情にかんがみれば、行財政改革を断行し、「民間にできることは民間に」を実現し、「簡素で効率的な政府」を実現することは喫緊の課題となっています。
- 2 . 市場化テストは、これを具体化する手段として、従来、国や地方公共団体が独占的に実施してきた様々な公共サービスに関して、官と民が対等に競争し、質及び価格の両面で最も優れた者にそのサービスの実施を

担わせる仕組みです。

具体的には、

民間からの提案等を踏まえ、内閣総理大臣が関係府省等と協議して、官民競争入札等の対象となる公共サービスを盛り込んだ「公共サービス改革基本方針」の案を作成し、官民競争入札等監理委員会の議を経て閣議決定

で官民競争入札等の対象とされた公共サービスについて、所管府省が、官民競争入札等監理委員会の関与の下で、「官民競争入札等実施要項」を作成し、同要綱に基づき入札を実施して落札者を決定

落札者が民間事業者の場合には、当該事業者と契約を締結し、民間事業者は同契約に基づき、事業を実施（国が落札した場合には、実施要項と落札内容に従って国が事業を実施）

という流れになります。

- 3．これにより、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で公共サービスの実施主体が創意工夫を凝らすことにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指しています。

問19．公益法人制度改革の仕組みやねらいは何ですか。

（答）

- 1．現行の民法に基づく公益法人制度は、主務官庁の許可をもって設立される制度です（平成16年10月1日現在の公益法人数は、25,541）。
- 2．これに代わる今般の新たな制度は、
公益性の有無にかかわらず、登記のみで法人格を取得できる制度（一般社団法人、一般財団法人）
の中から、法令に定める基準に基づき、有識者委員会の意見によって公益性を認定し、税制等の優遇措置を与える制度（公益社団法人、公益財団法人）
となっています。
- 3．簡素で効率的な政府を実現するためには、行政の役割、事務・事業を民間に委ねることはその重要な方策となりますので、広く「民」における受け皿を育てていく必要があります。公益法人制度改革により創設される一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人は、「民による公益」の重要な担い手として位置付けられるものです。